

4 記録・報告

帳簿の記載方法は以下のとおりです。

(1) 未使用アルコール (例：99度アルコール使用)

使用簿(99度)

- ①アルコール使用簿(99度)の使用欄に、“液体燃料(助燃剤)”として使用(製造)するアルコール使用数量および出来高を記載します。
- ②年度分をとりまとめて、業務報告書によりアルコール使用量、出来高を報告します。

(2) 回収アルコール (例：99度アルコール使用、回収アルコール93度発生)

回収アルコールの
帳簿(93度)

使用簿(93度)

- ①回収アルコールの帳簿の減に“液体燃料(助燃剤)”として使用(製造)するアルコール使用数量を記載します。
- ②アルコール使用簿(93度)の受入欄に雑受けとして“液体燃料(助燃剤)”として使用(製造)する回収アルコール使用数量を記載します。
- ③アルコール使用簿(93度)の使用欄に“液体燃料(助燃剤)”として使用(製造)する回収アルコール使用数量および出来高を記載します。
- ④年度分をとりまとめて、業務報告書によりアルコール使用量、出来高を報告します。

(3) 不良中間品 (例：99度アルコール使用、93度不良品発生)

使用簿(93度)

使用簿(99度)

- ①アルコール使用簿(93度)の受入欄に雑受けとして不良品の数量を記載します。
- ②アルコール使用簿(93度)の使用欄に“液体燃料(助燃剤)”として使用(製造)する不良中間品の数量および出来高を記載します。
- ③年度分をとりまとめて、業務報告書により不良中間品数量、出来高を報告します。

※(注)不良中間品が生じた製品のアルコール使用簿への記載は、該当使用簿(99度)の使用欄にアルコール使用数量を記載し、該当製品の同一行の備考に不良中間品の数量及びアルコール度数並びに不良中間品に使用されたアルコール数量(当該アルコール使用数量の内数)を記載します。また、使用アルコールのすべてが不良中間品となった場合は、製品出来高は「0」と記載し、一部が不良中間品となった場合は、実際に製造できた出来高を記載します。

廃棄アルコールの リサイクルについて

アルコール事業法ではアルコール等の廃棄について、許可の条件として所管の経済産業局職員立会いの元に行うことが定められています。

従来、使用期限切れ・汚損等によるアルコール等の廃棄を外部に委託する場合は、産業廃棄物処理事業において焼却処分をおこなうこととしていました。

このたび資源の有効利用及び廃棄物削減の観点から、アルコール等の処理方法として、廃棄に代え手続きを行うことで産業廃棄物処理事業者に“混合燃料(助燃剤)”として譲渡を行うことができるようになりました。

今回、この手続きについて当案内を作成しましたので、ご一読、ご利用いただき、廃棄物の削減の一助となれば幸いです。

令和6年3月
関東経済産業局アルコール室



1 概要

許可事業者がアルコール等を廃棄しようとする方法として、産業廃棄物処理事業者に譲渡してリサイクル処理することは認められていません。

許可事業者が廃棄しようとするアルコール等を産業廃棄物処理事業者に助燃剤のリサイクル原料として譲渡する場合は、事前に“液体燃料(助燃剤)”として新たに使用許可を取得する必要があります(用途は「1-99その他」となります)。

なお、助燃剤として使用許可を取得したアルコール等を産業廃棄物処理事業者に譲渡する場合は、アルコール廃棄処分届の提出及び行政当局の立ち会いは不要になります。

また、上述の「アルコール等」とは、90度以上の「未使用アルコール」、「回収アルコール」、「不良中間品(仕掛かり不良品)」が該当します。

2 許可要件等

1 原材料等

許可申請においては、廃棄対象アルコール等の外、アルコール使用の手引き(使用の手引き)別表2に記載した化学物質の添加及び90度未満に希釈する必要があります。

3 登録免許税

用途は「1-99その他」となりますので、「1-99その他」の用途で使用許可を受けていない事業者は、登録免許税(15,000円)が必要になります。

新規に許可を受ける場合、変更許可(用途の追加等)を受けた場合に課税されます。

2 化学物質の添加

産業廃棄物処理事業者にリサイクル原料として処理委託されるものであっても、酒類の原料への不正使用防止の観点から化学物質の添加が必要となります。

4 許可の条件

“液体燃料(助燃剤)”として新たに使用許可を取得する許可事業者は、産業廃棄物処理事業者が発行する“液体燃料(助燃剤)”のリサイクル原料としての処理が確認できる最終処分までのマニフェストを入手し、譲渡した日から5年間保存する必要があります。

3 手続き

以下に示しました使用明細書に記載例のとおり、廃棄しようとするアルコール等を用いて“液体燃料(助燃剤)”を製造する使用許可を取得します。

なお、使用施設、アルコールの度数、種別ごとに許可申請が必要になります。

様式第44 (第31条第1項第3号関係)

アルコール使用明細書(記載例)

(第1面)

用途		1-99その他	製造・使用方法
整理番号 ○	製品名 (整理番号・記号)	液体燃料(助燃剤)	製造・使用方法の説明 1. アルコール及びメタノール、水を混合する 2. 液体燃料(助燃剤)として産業廃棄物処理事業者に譲渡する
	製品の用途	燃料用	
	発酵アルコール又は合成アルコールの別	発酵	
	度数	99	
使用アルコールの役割		原料・反応・溶剤・抽出・精製・結晶・防腐・その他(燃焼用)	製造・使用工程 アルコール+メタノール+水 ↓ 混合 ↓ 産業廃棄物処理事業者 (助燃剤のリサイクル原料として使用)
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	
	アルコール(A)※1	159.2kg(200リットル)	
	メタノール※2	5(リットル・kg)	
	水※3	20(リットル・kg)	
		(リットル・kg)	
		(リットル・kg)	
合計		184.2(リットル・kg)	※1 未使用のアルコールの外、90度以上の回収アルコール、仕掛かり不良品(中間品)も廃棄対象であればこちらに数量を記載します。 ※2 度数、発酵/合成の区別ごとに作成が必要です。 ※3 使用量は別表2に記載の基準以上の数量となります。 水は希釈用。水以外でもアルコールを含有しないものであれば可能です。 ただし、比重の極端に相違するものを使用する場合、90度未満に希釈されるか注意して下さい。
製品出来高(B)		184.2(リットル・kg)	
アルコール使用原単位(A/B)		1.085(リットル/リットル・kg)	
製品中のアルコール含有量		86.4%	
回収アルコール等の有無		有・無	

備考 1 用途、製品の用途、発酵アルコール又は合成アルコールの別、度数、アルコールの役割、回収アルコール等の有無及び製造工程が同一である類似の製品がある場合には、当該類似の製品について第1面に代えて第2面に記載することができる。
2 アルコール又はアルコール含有物が使用の過程で回収される場合は、以下の事項を記載した書面を添付するものとする。
(1) 当該回収されるアルコール又はアルコール含有物の組成及び回収率
(2) 再使用する場合には精製の有無及び精製後の組成
(3) 燃焼、廃棄等により処分する場合においてはその処分方法
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

注意!

製造・輸入・販売事業者が“液体燃料(助燃剤)”用として処理を行う場合は、事前に使用許可を取得する必要があります。

